

この上はカとカとの争いと争議団の意気は物凄く。

△用件の方によって横暴なる星一をヤツケは  
△労働者の方で即時解雇を要する。  
△星製茶等争議団の方。

### 争議團員は決して

個人行動をとるな

争議団は決して個人の行動をとってはならぬ。争議の解決するまでは絶対に我侪勝手の行かしてはいけない。何故にけらぬか。もし各人が思いつくの行動をとる事は結局に於て争議団の結束をなし争議を惨敗に導くからである。尚争議団員の心得事項を記すと次のやうである。

一 朝定められたる時間には本部に集まり必ず出勤し遅刻を押すこと

一 本部より出は必ず警備に二とはること

一 不平不満と皆んなの前を吐き出すこともしおれは争議団幹部に申出る。

一 絶対に風紀を乱さふこと、特に田子女関係に細心の注意を拂ふこと、

一 会社側より通知その他交渉を委けた時は直ちに幹部に申出ること

一 争議中の幹部の命令違反に行動すること

一 各自の部室を割きこられた直ぐに廠車に直行すること。

總同盟員よめ！！  
本日(1/17)迄は時子(子) 於松尾製茶場

岡東共働者組合

日生会合会云々

C.3  
64

第第一七〇二部  
昭和五年五月廿一日

視 惣 監 丸 山 鶴 吉

内務大臣安達謙蔵殿

社会局長官殿

各廳 府 縣 官 官 殿

北條 岡東 共働者組合  
岡東 共働者組合

### 星製茶株式會社労働者評議院會状況三采スニ件 (一頁四取)

- 要旨(1) 五月廿七日より大崎町松尾製茶場ニテ労働者評議院會を主催して解散令
- (2) 本席第五十八日解散令外ハ三采ニテ中一止セ
- (3) 奉令不遵守の二百元ニテ罰金あり
- (4) 場内シテ事々々々金市労働者大会ニテラ撤布云々三采ニテ解散令